

小平市ファミリー・サポート・センター会則

制定 平成17年10月 1日

改正 平成20年 4月 1日

平成25年 4月 1日

令和05年01月23日

(名称)

第1条 本会は、小平市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を東京都小平市小川東町4-2-1小平元気村おがわ東に置く。

(センターの目的)

第3条 育児の援助を行いたい者（以下、「提供会員」という。）と育児の援助を受けたい者（以下「利用会員」という。）が行う会員制による相互の育児の援助活動（以下「相互援助活動」という。）を支援する事業を実施することにより、子育て中の保護者が仕事と家庭を両立できる環境を整備するとともに地域における子育ての支援を行い、もって児童の福祉の向上の推進を図ることを目的とする。

(センターの事業)

第4条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 会員の募集、登録、管理及び組織に関すること
- (2) 相互援助活動の調整に関すること
- (3) 会員の研修及び講習に関すること
- (4) 会員間の交流に関すること
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 保育所との連絡システムの整備及び保育所との連絡調整
- (7) センター及び相互援助活動の広報に関すること

(8) 前各号に掲げるもののほか、この事業の目的を達成するために必要なこと。

(会員の要件)

第5条 提供会員は、市内に居住している心身ともに健康な20歳以上のものであって、センターが実施する講習を修了し、積極的に援助活動を行うことができるものとする。

2 利用会員は、市内に居住し、生後57日から小学校6年生までの子どもの保護者で、子育ての援助を必要とするものとする。

3 提供会員と利用会員は兼ねることができる。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、所定の入会・登録票を提出し、センターの承認を受けなければならない。

2 会員のうち提供会員は、入会に際して、センターの実施する講習を受講しなければならない。

3 センターは、会員に対して会員証を発行する。なお、会員の承認は会員証の発行をもって行うものとする。

(保険)

第7条 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとし、補償保険の範囲で補償する。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、その旨をセンターに届け出なければならない。

2 提供会員は、退会に際して、第6条により発行された会員証を返還するものとする。

3 会員が退会する旨の届け出がなくても、第5条第1項又は第2項に定める会員の要件を満たさなくなった場合は退会とみなす。

4 センターは、会員が会則に違反した場合、又は会員として

ふさわしくない行為をしたと認められる時は、退会させることができるものとする。

(アドバイザー)

第9条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次の業務を行う。

- (1) センターの事業内容の周知、啓発
- (2) 会員の募集、登録、管理
- (3) 会員の統括
- (4) 会員の相互援助の調整
- (5) 保育所との連絡システムに係る保育所との連絡・調整
- (6) 会員に対する講習会及び会員の交流会の実施
- (7) 会員間のトラブルへの助言
- (8) センターの経理事務等の業務運営
- (9) 会員に対する広報紙の発行
- (10) 他のセンター、支部、関係機関との連絡調整

(相互援助活動の内容)

第10条 会員が相互援助活動として行う援助は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校、学童クラブその他保育施設（以下「保育施設等」という。）の開始前又は終了時間後に子どもを預かること。
- (2) 保育施設等と相互援助活動を行う場所等との間の子どもの送迎を行うこと。
- (3) 子どもが軽度の病気や保護者が病気の場合等に子どもを預かること
- (4) 冠婚葬祭又は学校行事等の際に子どもを預かること。
- (5) 買い物等外出の際に子どもを預かること。

2 子どもを預かる場合は、原則として提供会員又は利用会員の家庭において行うものとする。ただし、当事者間で合意が

ある場合はこの限りでない。

- 3 相互援助活動は早朝、夜間にわたることもあるが、原則として宿泊は行わないこととする。

(相互援助活動の実施方法)

第11条 利用会員は、援助を必要とする場合には、センターに対して援助の依頼の申込みをするものとする。

- 2 利用会員から援助の申込みを受けたセンターは援助の内容、日時等を援助依頼受付簿に記入の上、提供会員に連絡する。

- 3 相互援助活動実施前に、センターのアドバイザーが立会い、提供会員と利用会員とで実際に実施する場所において依頼内容の事前打合せを行うこととする。

- 4 利用会員は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。別の内容の依頼を行う場合(別の提供会員に依頼する場合を含む)は、再度前項の事前打合せを行うこととする。

- 5 提供会員は、援助実施後、活動の記録を活動報告書に記入し、利用会員の確認と記名を受けなければならない。

- 6 提供会員は、前項の活動記録を1ヶ月に1回(又は1週間に1回)センターに報告するものとする。

(報酬)

第12条 利用会員は、提供会員から相互援助活動の提供を受けた場合(提供会員に無断で相互援助活動の提供を受けなかった場合を含む。)は、提供会員に対して別表に定める報酬額及び実費を支払うものとする。

- 2 利用会員は、相互援助活動の提供を受けようとしていた日に当該提供を受けないこととしたときは、別表に規定する援助活動日・時間の区分に応じ、同表に規定する報酬額の1時間分の額を提供会員に支払うものとする。

- 3 前条第3項に規定する事前打合せは、原則無料とする。た

だし2時間以上の時間を要した場合は、利用会員は1,000円を提供会員に支払うものとする。

- 4 同一の利用会員が複数の子どもを同一の提供会員に預ける場合は、2人目以降の相互援助活動の報酬額を別表に定める報酬額の半額とする。
- 5 利用会員は、対象児童の送迎等で提供会員が電車、バス等公共交通機関及びタクシーを利用した場合は、交通費の実費を負担するものとする。
- 6 提供会員が行う相互援助活動において食事（ミルク）、おやつ代等の実費が生じた場合には、利用会員は提供会員に実費を支払うものとする。
ただし、実費が算定できない場合は、標準額として食事代1回300円、おやつ代1回100円を支払うこととする。
- 7 第1項に規定する報酬額及び実費並びに第2項から前項までに規定する額の授受について、センターは介在しないものとする。

（遵守事項）

第13条 会員は、相互援助活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。第8条の規定により退会した後についても同様とする。

2 会員は、相互援助活動を行うに当たっては、次に掲げる行為を行ってはならない。

（1）特定の政党への投票の依頼

(2) 宗教の入信の勧誘

(3) 売買等の営業を目的とした活動

(4) 相互援助活動に必要な限度を超える情報の収集

(施行期日)

本会則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

援助活動日・時間		報酬額
(1) (2)に掲げる日 以外の日	午前7時から 午後8時まで	1時間までごとに 800円
	午後8時から 翌日の午前7時ま で	1時間までごとに 1,000円
(2) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までのすべての時間		1時間までごとに 1,000円

備考

- 1 最初の1時間まで、またそれに満たない場合でも1時間とみなすものとする。
- 2 1時間を超える相互活動については、30分単位で追加計算することとし、30分未満は上記の報酬額の半額とし、30分以上1時間未満は1時間とみなすものとする。
- 3 市外で活動した場合は、提供会員の往復移動時間を相互援助活動時間に含むものとする。